

所沢市若年成人世代  
がん患者



# 在宅ターミナルケア 支援のご案内

若年成人世代のがん患者の方が、住み慣れた自宅で安心して自分らしい生活を送ることができるよう、在宅サービス利用料等の一部を助成し、ご本人とご家族の負担を軽減します。

## 対象者

### ▼次のすべてに該当する方

- 20歳以上40歳未満で市税等の滞納がない所沢市民の方  
※小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象でない18歳以上の方を含みます。
- 末期がん患者（医師が判断した方）で在宅療養生活の支援及び介護が必要な方
- 助成対象経費の全額について、他の制度において同等の助成または給付を受けることができない方  
※他の制度における助成または給付を受けても、なお支出が生じる場合は、残りの自己負担額相当分が助成の対象になります。

## 支援の 内容

### 対象サービス利用料、購入費の9割を助成します

※下表の(上限額)までの助成

|           |   |                                |
|-----------|---|--------------------------------|
| 訪問介護      | 身体介護・生活援助・通院等乗降介助   | 月額<br>72,000円                  |
| 訪問入浴介護    | 訪問入浴介護  |                                |
| 福祉用具の貸与   | 車いす・特殊寝台（付属品含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり・スロープ（工事を伴わないもの）、歩行器、歩行補助杖、移動用リフト（つり具部分除く）、自動排泄処理装置、徘徊感知機器 |                                |
| 特定福祉用具の購入 | 腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部分、排泄予測支援機器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部品                                     | 1回限り<br>90,000円<br>※合算しての申請は可能 |

※このほか、申請に必要な意見書等作成料を助成します。（上限額5,000円/1回限り）  
※生活保護世帯の方は、助成額が異なります。

申請の流れは裏面へ⇒

# 申請の流れ

利用を希望する方は、**事前に利用申請が必要**です。  
申請方法の詳細または申請書類は市ホームページでご確認ください。  
申請書類は保健医療課でも配布しています。



## 1. 利用の申請

利用申請書と医師の意見書等を保健医療課へ提出してください。

## 2. 利用決定の通知

ご提出いただいた利用申請書の内容を審査し、利用決定した場合は、市から利用決定通知書を送ります。

## 3. サービスの利用

利用決定後、直接サービスを提供する事業者に依頼し、サービスの利用を開始してください。**※必ずサービスの利用開始前に利用申請をしてください。**

## 4. サービス利用料の支払い

サービス提供事業者へサービス利用料の全額をお支払いください。  
その際、必ず領収書や明細書などのサービスの内容や詳細が分かる書類を発行してもらってください。

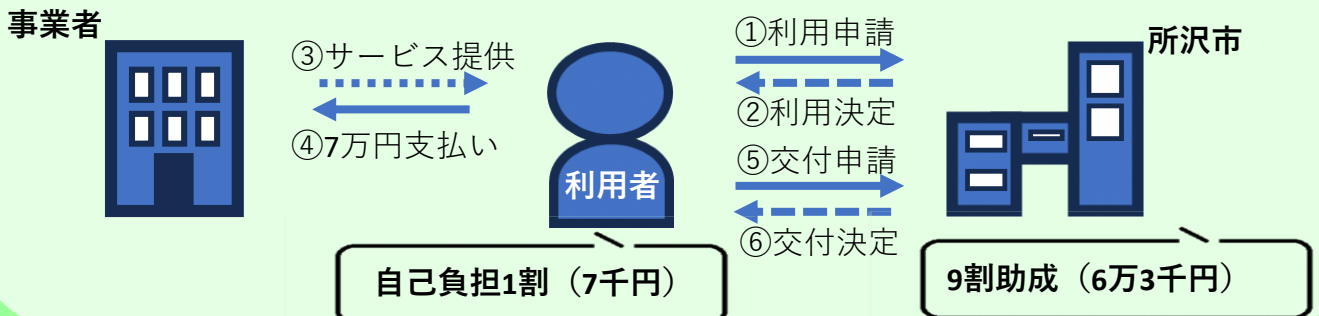
## 5. 助成金の交付申請

助成金交付申請書兼請求書を保健医療課へ提出してください。「4」で発行してもらった領収書や明細書も併せて提出してください。**※申請可能期間は、サービス利用料を支払った日の翌日から2年以内となります(ただし、令和6年4月1日以降のサービス利用分に限る)。**

## 6. 交付決定の通知

ご提出いただいた申請書兼請求書の内容を審査し、交付決定した場合は、市から交付決定通知書を送ります。その後、申請書兼請求書に記載の口座へ助成金を支払います。

(例) 1か月7万円の訪問介護サービスを利用した場合



お問い合わせ ▶ 所沢市 健康推進部 保健医療課  
住所：〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1  
電話：04-2998-9385 / FAX:04-2998-9061 / mail:a9385@city.tokorozawa.lg.jp